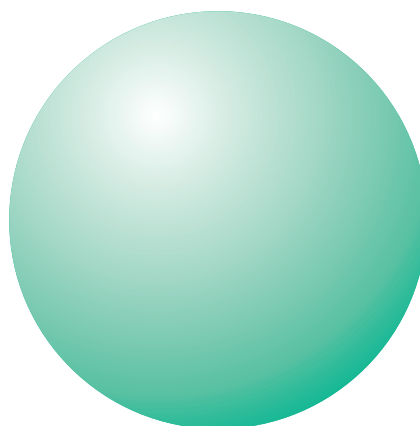
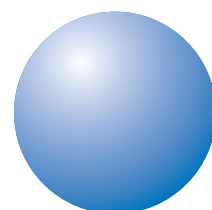


住信SBIネット銀行

2007 中間期 ディスクロージャー誌



経営理念

全役職員が正しい倫理的価値観を持ち、信任と誠実を旨に行動することにより、日々徳性を磨き、広く社会から信頼される企業を目指す。

金融業における近未来領域の開拓と、革新的な事業モデルの追求に日々努め、お客様、株主、職員、社会の発展に貢献する新しい価値を創造する。

最先端のIT（情報技術）を駆使した金融取引システムを安定的に提供することにより、お客様との強固な信頼関係を築き、揺るぎない事業基盤を確立する。

当社の概要 （2007年9月30日現在）

■概要

名称	住信SBIネット銀行株式会社 (英名:SBI Sumishin Net Bank, Ltd.)
所在地	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18階
代表者	代表取締役社長 田中 嘉一 代表取締役副社長 川島 克哉
開業	2007年9月24日
資本金	200億円
発行済株式数	普通株式 545,940株
従業員数	90名(執行役員、受入出向者は含み、派遣社員は除く)

■営業所の名称及び所在地

本店所在地	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18階
支店所在地	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18階
支店名(※)	イチゴ支店・ブドウ支店・ミカン支店・レモン支店 リンゴ支店・法人第一支店 ※当社は、インターネットを主要な取引チャネルとした非対面取引を手掛ける銀行として、これら支店での窓口業務の取扱いは行っておりません。お客様からのお問合せにつきましては、当社カスタマーセンターにて承っております。

■銀行代理業者の状況

名称	SBIイー・トレード証券株式会社
営業所(※)	本社 熊谷支店 ※当該銀行代理業者が当社のために銀行代理業を営む営業所です。

■株主構成

株主名	所有株式数	持株比率
住友信託銀行株式会社	272,970株	50.00%
SBIホールディングス株式会社	272,970株	50.00%

■取締役、監査役及び執行役員一覧 （2007年10月1日現在※）

代表取締役社長	田中 嘉一
代表取締役副社長	川島 克哉
常務取締役CFO	富松 哲哉
常務取締役CTO	木村 紀義
取締役	西村 智博（内為事務センター長）
取締役	井上 明大
常勤監査役	島本 龍次郎
常勤監査役	梅村 俊一
監査役	田辺 榮一
執行役員	目原 譲（市場運用部長）
執行役員	加納 健一（顧客事務センター長）
執行役員	竹園 章夫（内部監査部長）
執行役員	小林 寿之（人事部長）

※当社は、2007年10月1日付にて組織変更及び人事異動を行いました。

沿革

2005年10月	住友信託銀行(株)とSBIホールディングス(株)が、インターネットを主要な取引チャネルとする銀行を共同設立することを発表
2006年4月	「株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社」を創設(住友信託銀行(株)とSBIホールディングス(株)が各々50%の出資比率) 資本金40億円
2006年6月	銀行免許の予備審査を申請
2007年1月	株主割当増資を実施(資本金90億円)
2007年9月	銀行免許の予備認可を受理し、「住信SBIネット銀行株式会社」へ名称変更 株主割当増資を実施(資本金200億円) 銀行業の営業免許を取得 営業を開始
2007年10月	全銀システムと接続、全国内国為替制度に加盟

目次

ごあいさつ	1
商品・サービス案内	2
業務運営の状況	6
組織図	8
資料編	9

ここからはじまる新しい銀行のかたちが、 ネットバンクの常識をかえます。



住信SBIネット銀行は、住友信託銀行グループとSBIグループがお客さま本位の革新的な銀行を目指して共同設立したインターネット専門銀行です。

2007年9月24日の開業以来、多くのお客さまからご愛顧いただき、開業から57日で預金総残高が1,000億円を突破するにいたりましたこと、役職員一同、心より感謝申し上げます。

住信SBIネット銀行は、わが国のあらゆる分野で幅広く普及浸透しているインターネットの特性を最大限に活用し、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービス」を24時間・365日提供するインターネットフルバンキングを目指してまいります。

具体的には、市場性・リアルタイム性を重視した円・外貨預金、SBIイー・トレード証券との連携によるシームレスな証券資金決済サービス、米ドル預金によるSBIカード利用額のドル資金決済サービス、非対面での住宅ローンやカードローンのお借入取引など、各種商品・サービスを、簡単かつスピーディな手続きで提供しております。

また、より安全なインターネット取引を実現するために、強固な各種セキュリティ対策を講じており、お客さまの携帯電話を利用した先進の認証セキュリティサービスを導入するなど、安心してご利用いただける取引システムの維持、強化に努めております。

さらに、お客さまの多様なニーズにお応えするため、住友信託銀行グループとSBIグループが持つ幅広い金融関連サービスの提供にも、積極的に取り組んでまいります。

このような新しい銀行の実現に向け、住信SBIネット銀行は、「お客さま中心主義」を全ての事業活動の原点として、お客さまのさらなる利便性の向上と、社会の発展に貢献する新しい価値の創造に、役職員一同、全力を尽くしてまいります。

皆さまには今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長 田中 嘉一
代表取締役副社長 川島 克哉

(写真は左から西村取締役、木村常務取締役CTO、田中代表取締役社長、川島代表取締役副社長、富松常務取締役CFO、井上取締役)

住信SBIネット銀行の特徴

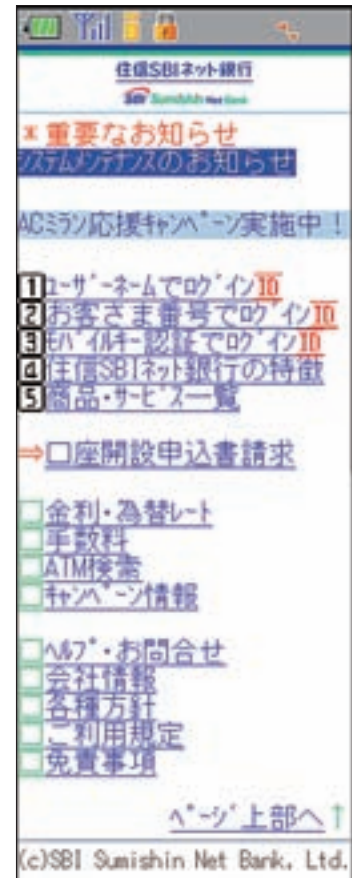
1. 24時間・365日、ご利用はWEB・モバイル・お電話で。(当社のシステムメンテナンス時間帯を除きます。)
詳しくは当社WEBサイト、モバイルサイトをご覧ください。<http://www.netbk.co.jp>

■ WEB



(2007年12月25日現在のWEBサイトです。)

■ モバイル



(2007年12月25日現在のモバイルサイトです。)

2. セブン銀行・ゆうちょ銀行のATMが利用できます。

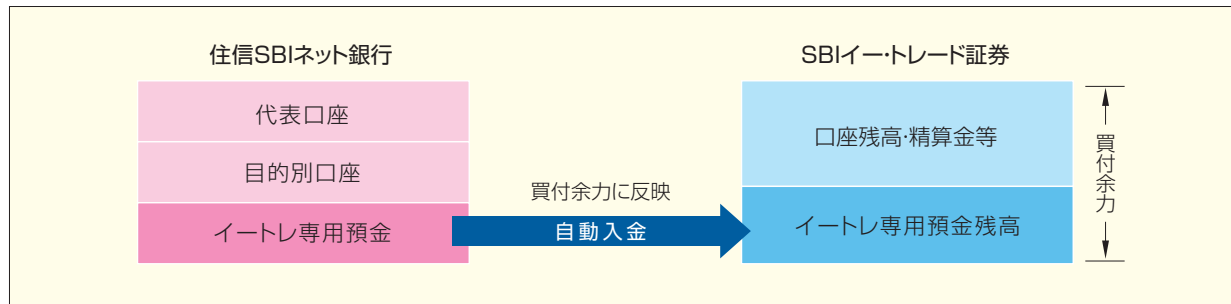
■ 個人のお客さまのATM手数料は無料です。

 セブン銀行	平日・土・日・祝日24時間(セブン銀行のATM状況による)			
	入金	0円	出金	0円
 ゆうちょ銀行	営業時間内(各郵便局のATM状況による)			
	入金	0円	出金	0円

■ 法人のお客さまは入出金手数料として1件あたり105円がかかります。

3. SBIイートレード証券連携サービスがご利用いただけます。(SBIイートレード証券の口座開設が必要です。)

- 預金残高が証券取引の買付余力に反映。(イートレ専用預金) ※特許出願中
- 銀行口座と証券口座を同時に確認。(アグリゲーションサービス)
- 追加保証金発生時に銀行の預金残高から自動振替。(追加保証金等自動振替サービス)



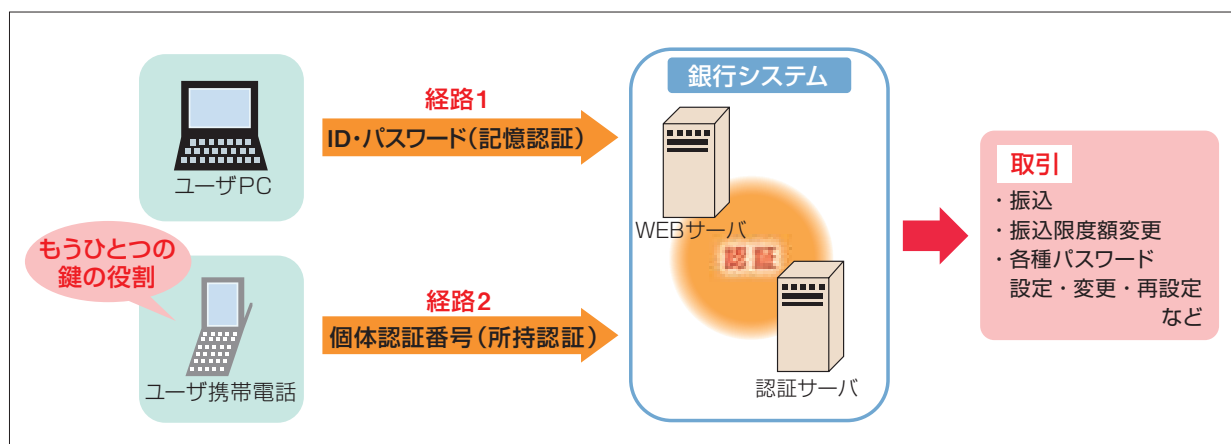
(図はイートレ専用預金のイメージです。SBIイートレード証券に信用取引口座を開設しているかたはイートレ専用預金をご利用できません。)

4. 便利な目的別口座管理サービスで資産形成をサポートします。

- 教育資金、結婚資金、自己啓発など自由に名前をつけた口座を作成し、ご利用に合わせて資金を分けて管理可能。
- 分けた資金は、円定期預金や外貨預金など、将来の利用目的に合わせた資産ポートフォリオで資金運用が可能。

5. 携帯電話を使った強固なセキュリティ環境を設定できます。

- 認証番号表の代わりに携帯電話を使った認証方式を採用。(モバイルキー認証)
- 安心してインターネットでのお取引ができる環境を提供。(SSL 128bit暗号化による通信など)
- 振込限度額の設定など各種取引制限もご用意。ログインや取引時のパスワードも備え、より安全性を追求。



モバイルキー認証とは、お客さまの携帯電話(3キャリア対応: SoftBank・au・DoCoMo)が「もうひとつの鍵」の役割を果たすことで、2経路の認証方式によって照合を行う本人認証ソリューションです。

商品・サービス一覧

■ 商品について

住信SBIネット銀行では、お客さまの資産形成に役立ち、ライフステージに合わせたサポートができる幅広い商品をご用意しております。
詳しくは当社WEBサイトをご覧ください。 <http://www.netbk.co.jp>

円普通預金

24時間・365日ご利用可能な普通預金です。セブン銀行・ゆうちょ銀行のATMが利用できます。
(但し、システムメンテナンス時間を除きます。)



円定期預金

最短1ヵ月から最長5年までの期間設定と満期取扱方法の選択が可能です。



外貨普通預金

円→米ドルなら片道20銭の為替コスト。8通貨の外貨普通預金をリアルタイムに更新する為替レートで、お得な為替手数料によって取引いただけます。



外貨定期預金

8通貨の外貨定期預金を、同一通貨の普通預金だけでなく、円や米ドルの普通預金からも直接お申込みいただけます。



住宅ローン

来店不要、インターネットを使ってお申込みやご相談が可能です。新規でも借換えでもお申込みいただけます。



ネットローン

ご利用限度額は最大500万円。インターネット、モバイル、セブン銀行のATMでお借入が可能な銀行ローンです。



※注意事項

【外貨預金のお取引について】

1. お取引できるかた

- ・口座をお持ちでないお客さまは、まず口座開設をしていただく必要があります。
- ・外貨預金は満20歳以上のお客さまにご利用いただけます。

2. 元本割れと為替差損益

- ・外国為替取引を伴う場合、外国為替相場の変動によっては、払戻時の円(または米ドル)相当額は、預入時の円(または米ドル)相当額を下回り、元本割れとなる可能性があります。
- ・外国為替取引の買付レート(円および米ドルから他の外貨に替えるレート)と売却レート(外貨から円または米ドルに替えるレート)には差がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円(または米ドル)相当額が預入時の円(または米ドル)相当額を下回り、元本割れとなる可能性があります(買付レート、売却レートには手数料(為替コスト)相当分が含まれています)。
- ・当社の通常時の手数料(為替コスト)は以下の通りです。
円との取引(1通貨単位、片道):米ドル・ユーロ/20銭、英ポンド・豪ドル・NZドル・カナダドル・スイスフラン/50銭、香港ドル/10銭
米ドルとの取引(1通貨単位、片道):ユーロ/0.0020米ドル、英ポンド・豪ドル・NZドル/0.0050米ドル、カナダドル/0.0050カナダドル、スイスフラン/0.0050スイスフラン、香港ドル/0.0500香港ドル
※キャンペーン実施時はキャンペーンで設定された為替コストが適用されます。

3. 預金保険制度

- ・外貨預金は、預金保険制度の対象ではありません。

■ サービスについて

住信SBIネット銀行では通常の決済サービスに加えて、預金残高を証券取引の買付余力に反映できる「イートレ専用預金」など一歩進んだサービスをご用意しております。

振込

振込手数料は当社から当社への振込0円、当社から他行への振込150円(税込)です(法人のお客さまを除く)。振込先登録、複数同時振込も可能です。



目的別口座

最大5つまで目的別口座が作成でき、目的に応じて別口座で資産形成が可能です。



SBIイー・トレード証券連携サービス

銀行の預金残高で証券取引ができる「イートレ専用預金」など各種提携商品・サービスをご用意しております。
(SBIイー・トレード証券の口座開設が必要です。)



住友信託銀行グループのサービス紹介

当社のお客さまに対する住友信託銀行のサービスのご紹介です。提携コンサルティングデスクおよび不動産サポートサービスをご用意しております。



SBIカードのサービス紹介

円普通預金だけでなく米ドル普通預金も引落口座に設定することができる高機能なクレジットカードです。



テレフォンバンキング

詳しい内容はお電話で相談。24時間受付の自動応答サービスも利用できます。



モバイルバンキング

お手元にパソコンがない場合や外出先からでも手軽にご利用いただけます。



セキュリティ

住信SBIネット銀行ではさまざまなセキュリティ対策を実施しております。



コーポレートガバナンス

《内部統制》

当社は、適切な経営管理のもと、業務の健全性および適切性を確保するため、取締役会において全社的な経営方針、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客保護および顧客利便性向上の徹底、ならびに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、それらを有効に機能させるため、取締役会の下に右のような役割を担う組織を設置しております。

《監査役制度》

当社は監査役制度を採用し、3名の社外監査役が監査役会を構成するとともに、個々の監査役が専門的かつ多角的な視点で監査を実施しています。監査役は、取締役会、監査役会および経営会議などの重要会議への出席のほか、代表取締役、内部監査部門および監査法人との定期的な会合、書類閲覧ならびに各部署への直接のヒアリングなどにより、監査に必要な情報の適時適切な把握に努めています。

■ 経営会議

業務執行に関する個別具体的な重要事項の決定機関として、個別の事業戦略、営業施策、ALM、システム投資、リスク管理等に関する事項を審議し、決議します。経営会議は、全取締役を構成員とするほか、全執行役員および常勤監査役を常時参加メンバーとして招集することにより、意思決定の強化と透明性の確保を図っています。

■ 各種委員会

経営の基本にかかる全社的な問題、各部門の担当業務にまたがる問題等を総合的かつ機動的に検討、協議、諮問するため、必要に応じて、各種委員会を設置します。（2007年11月末現在では、「リスク管理委員会」を設置しています。）

■ 内部監査部門

業務執行部門から独立させ、専任の担当役員を配置した内部監査部門を設置し、内部統制の有効性および適切性を検証しています。内部監査結果については、取締役会に対して適時適切に報告が行われています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

金融機関としてその社会的責任や公共的使命を遂行するために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけています。単に法令を守るのみならず、より広く社会的規範を遵守し、お客さまや社会からの信頼を得るべく、以下の取り組みを行っています。

■ コンプライアンス・プログラムの策定

事業年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、社内研修や規定の整備など、全社をあげて着実なコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

■ コンプライアンス行動基準の策定

当社の業務を遂行するうえで遵守すべき具体的な行動規範を、コンプライアンス行動基準として策定し、全従業員に徹底しています。

■ コンプライアンス・オフィサーの配置

部署毎にコンプライアンス・オフィサーを配置して、部署内での研修・啓蒙活動のほか、日常業務におけるコンプライアンス状況のモニタリングを通じて、職員への指導を行っています。

■ コンプライアンス・ホットラインの整備

役職員によるコンプライアンス違反を防止するために、経営層もしくは中立的立場の部署に対し直接通報できる制度を整備しています。

■ その他の取り組み

反社会的勢力との取引防止に関する取り組み、マネーローンダリング防止に関する取り組みのほか、コンプライアンスに関する多くの取り組みを行っています。

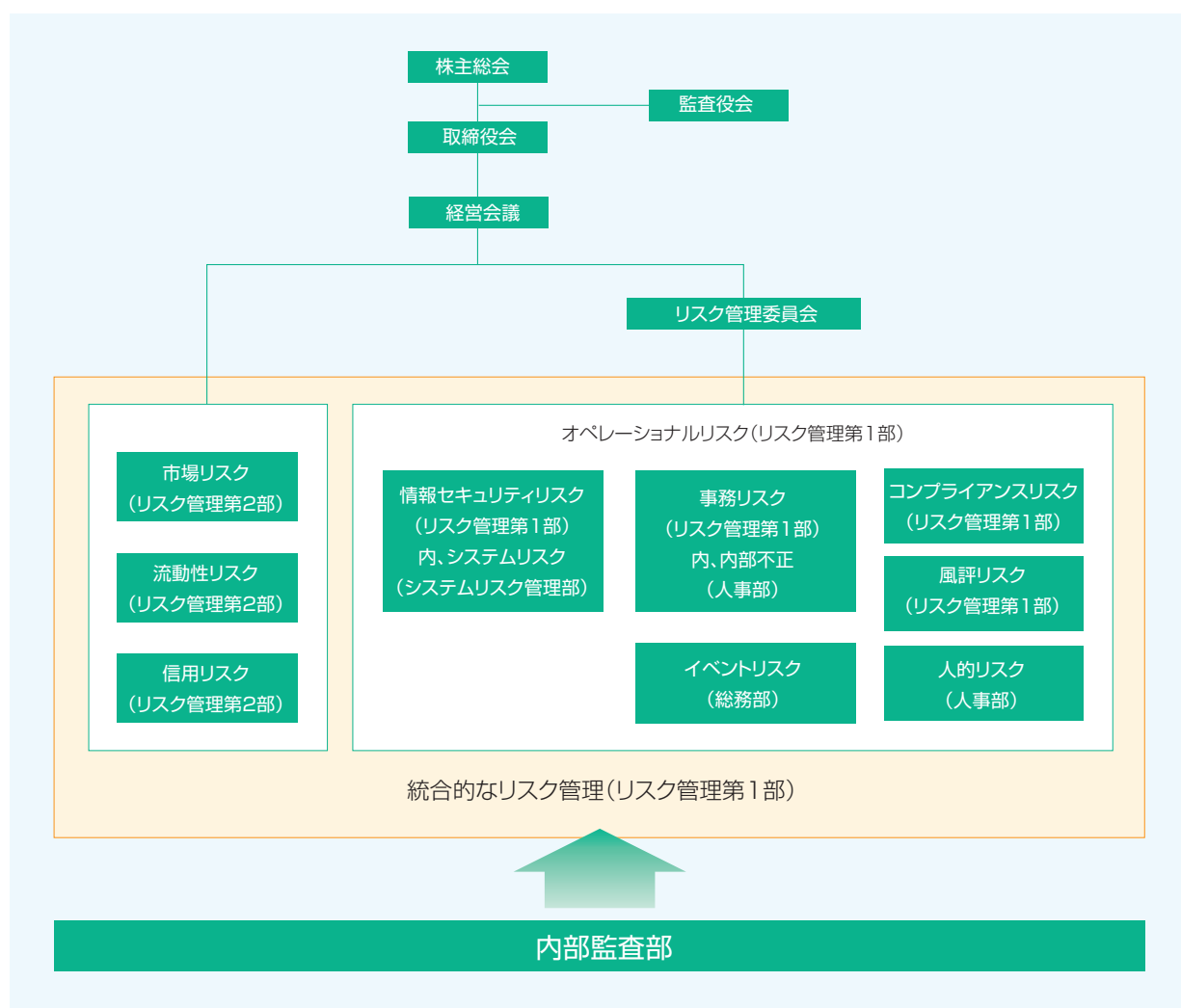
《コンプライアンス体制》



リスク管理態勢

リスク管理を金融機関の業務の健全性および適切性の確保のための最重要課題と位置づけ、取締役会で定めたリスク管理方針に基づき、PDCA(Plan・Do・Check・Action)サイクルが機能するリスク管理態勢の整備・確立に取り組んでいます。

≪社内体制≫



リスクカテゴリー

「市場リスク」「流動性リスク」「信用リスク」「オペレーショナルリスク」の4つのリスクを特定し、さらに「オペレーショナルリスク」を「情報セキュリティリスク(システムリスクを含む)」「事務リスク」「イベントリスク」「コンプライアンスリスク」「風評リスク」「人的リスク」の6つのサブカテゴリーに分類して管理しています。

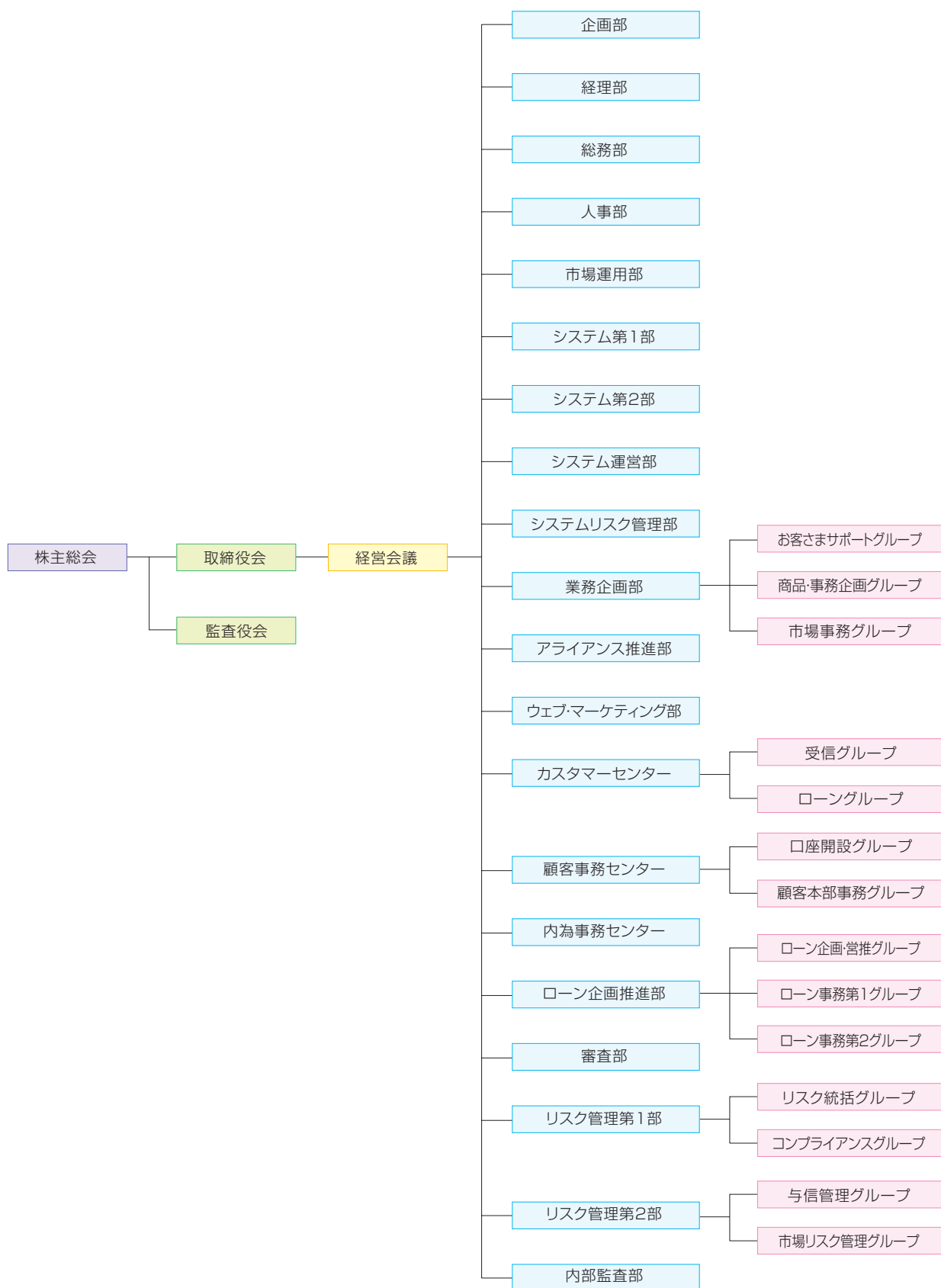
リスク管理委員会

コンプライアンス態勢を含むオペレーショナルリスク管理全般の運営・啓蒙活動状況を把握・確認し、問題点の整理・対応策の検討を行っています。

各リスク管理態勢

各リスクの所管部が、事業年度ごとにリスク管理計画を策定し、当社の規模・特性に応じたリスク管理を行っています。リスク全般を統合して管理する部署が、全社的観点より管理を行っているほか、独立した権限を持つ内部監査部による監査を実施しています。

組織図 (2007年10月1日現在)



資料編

1.中間財務諸表	10
2.銀行業務開始後 中間財務諸表	12
3.事業の概況	14
4.主要経営指標等	14
5.損益の状況	15
6.預金	17
7.貸出金	18
8.有価証券	20
9.時価等関係	20
10.経営諸比率	21
11.自己資本の充実の状況	22
12.財務諸表に係る確認書謄本	26
13.開示規定項目一覧表	26

1. 中間財務諸表 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(1) 中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

	平成19年9月末		平成19年9月末
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	31,981	預金	20,510
貸出金	0	その他負債	1,488
外国為替	100	負債の部合計	21,999
その他資産	2,666	(純資産の部)	
有形固定資産	1,056	資本金	20,000
無形固定資産	8,526	資本剰余金	4,248
貸倒引当金	△0	資本準備金	4,248
		利益剰余金	△1,916
		その他利益剰余金	△1,916
		繰越利益剰余金	△1,916
		株主資本合計	22,332
資産の部合計	44,331	純資産の部合計	22,332
		負債及び純資産の部合計	44,331

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度を第1期として「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して中間貸借対照表を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 3年～15年 |
| 動産 | 5年～20年 |
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ18百万円増加しております。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を引き当てております。
- すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 279百万円
11. 1株当たりの純資産額 40,906円12銭
12. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11百万円であります。なお、これらは任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
13. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,077 百万円 |
| 未払事業税 | 10 |
| その他 | 14 |
| 繰延税金資産小計 | 1,101 |
| 評価性引当額 | △1,101 |
| 繰延税金資産合計 | — |

(2) 中間損益計算書 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	平成19年度中間期
経常収益	0
資金運用収益	0
(うち貸出金利息)	(0)
役務取引等収益	0
その他業務収益	0
経常費用	1,913
資金調達費用	0
(預金利息)	(0)
役務取引等費用	0
営業経費	290
その他経常費用	1,622
経常損失	1,913
税引前中間純損失	1,913
法人税、住民税及び事業税	2
中間純損失	1,916

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度を第1期として「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して中間損益計算書を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり中間純損失金額 5,915円59銭
4. 「その他経常費用」は、開業準備期間の費用1,622百万円、貸倒引当金繰入額0百万円であります。

(3) 中間株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	平成19年度中間期							
	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金								
直前事業年度末残高	9,000	5,047	—	5,047	△798	△798	13,249	13,249
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	10,999						10,999	10,999
資本準備金減少及びその他資本剰余金増加		△798	798	—			—	—
資本剰余金の欠損金填補			△798	△798	798	798	—	—
中間純損失					△1,916	△1,916	△1,916	△1,916
中間会計期間中の変動額合計	10,999	△798	—	△798	△1,118	△1,118	9,082	9,082
中間会計期間末残高	20,000	4,248	—	4,248	△1,916	△1,916	22,332	22,332

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度を第1期として「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して中間株主資本等変動計算書を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社の発行済株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	298	247	—	545	注

(注) 普通株式の株式数の増加247千株は、株主割当による新株の発行によるものであります。

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	平成19年度中間期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△1,913
減価償却費	349
貸倒引当金の増加額	0
資金運用収益	△0
資金調達費用	0
貸出金の純増 (△) 減	△0
預金の純増減 (△)	20,510
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△100
資金運用による収入	0
資金調達による支出	△0
その他	△657
小計	18,189
法人税等の支払額	△3
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,186
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△388
無形固定資産の取得による支出	△3,649
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,037
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	10,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,999
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—
V 現金及び現金同等物の増加額	25,148
VI 現金及び現金同等物の期首残高	6,833
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	31,981

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度を第1期として「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して中間キャッシュ・フロー計算書を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。
4. 「減価償却費」は、中間損益計算書上の「その他経常費用」に含まれる開業準備期間の減価償却費を含めて表示しております。

2. 銀行業務開始後 中間財務諸表 (平成19年9月24日～平成19年9月30日)

(1) 銀行業務開始後 中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

	平成19年9月末		平成19年9月末
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	31,981	預金	20,510
貸出金	0	その他負債	1,488
外国為替	100	負債の部合計	21,999
その他資産	2,666	(純資産の部)	
有形固定資産	1,056	資本金	20,000
無形固定資産	8,526	資本剰余金	4,248
貸倒引当金	△0	資本準備金	4,248
		利益剰余金	△1,916
		その他利益剰余金	△1,916
		繰越利益剰余金	△1,916
		株主資本合計	22,332
資産の部合計	44,331	純資産の部合計	22,332
		負債及び純資産の部合計	44,331

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、平成19年9月24日より営業を開始しているため、銀行業務開始後の中間貸借対照表を記載しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～15年
動産 5年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 279百万円
10. 1株当たりの純資産額 40,906円12銭
11. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11百万円であります。なお、これらは任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
12. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,077 百万円 |
| 未払事業税 | 10 |
| その他 | 14 |
| 繰延税金資産小計 | 1,101 |
| 評価性引当額 | △1,101 |
| 繰延税金資産合計 | — |

(2) 銀行業務開始後 中間損益計算書 (平成19年9月24日～平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	平成19年度中間期
経常収益	0
資金運用収益	0
(うち貸出金利息)	(0)
役務取引等収益	0
その他業務収益	0
経常費用	290
資金調達費用	0
(預金利息)	(0)
役務取引等費用	0
営業経費	290
その他経常費用	0
経常損失	290
税引前中間純損失	290
法人税、住民税及び事業税	2
中間純損失	293

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、平成19年9月24日より営業を開始しているため、銀行業務開始後の中間損益計算書を記載しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり中間純損失金額 538円31銭
4. 「その他経常費用」は、貸倒引当金繰入額0百万円であります。

(3) 銀行業務開始後 中間株主資本等変動計算書 (平成19年9月24日～平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	平成19年度中間期						純資産合計
	株主資本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年9月23日残高	20,000	4,248	4,248	△1,622	△1,622	22,626	22,626
中間会計期間中の変動額							
中間純損失				△293	△293	△293	△293
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	△293	△293	△293	△293
中間会計期間末残高	20,000	4,248	4,248	△1,916	△1,916	22,332	22,332

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、平成19年9月24日より営業を開始しているため、銀行業務開始後の中間株主資本等変動計算書を記載しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社の発行済株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	平成19年9月23日 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	545	—	—	545	

(4) 銀行業務開始後 中間キャッシュ・フロー計算書 (平成19年9月24日～平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	平成19年度中間期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△290
減価償却費	137
貸倒引当金の増加額	0
資金運用収益	△0
資金調達費用	0
貸出金の純増 (△) 減	△0
預金の純増減 (△)	20,510
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△100
資金運用による収入	0
資金調達による支出	△0
その他	153
小計	20,410
法人税等の支払額	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,410
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—
V 現金及び現金同等物の増加額	20,403
VI 現金及び現金同等物の期首残高	11,577
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	31,981

- (注) 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、平成19年9月24日より営業を開始しているため、銀行業務開始後の中間キャッシュ・フロー計算書を記載しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。

3. 事業の概況／4. 主要経営指標等

事業の概況

当社は、平成18年4月3日に、住友信託銀行株式会社とSBIホールディングス株式会社（以下、両出資会社）がインターネットを主要な取引チャネルとする銀行（以下、新ネット銀行）を共同で創設するための準備調査会社として創設されて以来、市場調査、マーケティング手法の研究などの調査・情報提供、システム開発等の業務を行ってまいりましたが、本年9月18日に銀行営業免許を取得し、9月24日に営業を開始いたしました。

準備調査会社におきましては、両出資会社から新ネット銀行の創設に関する調査業務を受託するとともに、新ネット銀行が目指すビジネスモデルに即した勘定系・フロント系・市場系等の各種システムの開発を推進してまいりました。

銀行開業後におきましては、当中間期はわずか1週間ではありましたが、1日当たり平均で約1,000件の口座開設申込を受付け、順調な滑り出しとなりました。

以上の結果、当中間期の業績につきましては、次のとおりとなりました。

損益の状況につきましては、準備調査会社において発生した損益1,622百万円を銀行開業準備期間の費用としてその他経常費用に一括計上したこと、銀行開業後の期間に応じた人件費、賃料、システム開発費用や開業のための広告宣伝費用等を中心とした経常費用を290百万円計上したことから、経常損失は1,913百万円となりました。また、中間純損失は1,916百万円、1株当たり中間純損失は5,915円59銭となりました。

当中間期末における資産負債の状況につきましては、総資産は、現金預け金、銀行システム関連の有形固定資産及び無形固定資産等により44,331百万円となりました。預金は20,510百万円となり、純資産は、期中10,999百万円の株主割当増資、中間純損失の計上に伴う利益剰余金の減少等により22,332百万円となりました。

主要経営指標等

（単位：百万円）

	平成19年度中間期
業務粗利益	△0 (△0)
業務純益	△290 (△290)
経常収益	0 (0)
経常損失	1,913 (290)
中間純損失	1,916 (293)
資本金	20,000
発行済株式数（普通株式）	545,940株
純資産額	22,332
総資産額	44,331
預金残高	20,510
貸出金残高	0
有価証券残高	—
1株当たり純資産額	40,906円12銭
1株当たり中間純損失	5,915円59銭 (538円31銭)
単体自己資本比率	133.99%
従業員数	90人

- （注）1. 当社は平成19年9月18日に銀行免許を取得し、平成19年9月24日より営業を開始しているため、損益項目につきましては、（ ）内に銀行業務開始後（平成19年9月24日～平成19年9月30日）の計数を記載しております。
2. 「業務純益」とは、銀行の基本的な業務の成果を示すものとされている銀行固有の利益指標です。「業務純益」は、預金、貸出、有価証券の利息収支などを示す「資金運用収支」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等収支」、債券や外国為替の売買損益などの収支を示す「その他業務収支」の3つを合計した「業務粗利益」と控除項目である「一般貸倒引当金純繰入額」及び「経費」から構成されております。
3. 「単体自己資本比率」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき算出しております。なお、当社は国内基準を採用しております。
4. 「従業員数」は、執行役員、受入出向者は含み、派遣社員を除いております。

5. 損益の状況

(1) 部門別収益の内訳

業務粗利益

(単位：百万円)

	平成19年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	△0	△0	△0
資金運用収益	0	0	0
資金調達費用	0	0	0
役務取引等収支	△0	—	△0
役務取引等収益	0	—	0
役務取引等費用	0	—	0
その他業務収支	—	0	0
その他業務収益	—	0	0
その他業務費用	—	—	—
業務粗利益	△0	0	△0
業務粗利益率	△1.41%	0.68%	△1.39%

- (注) 1. 当社は、銀行業務を平成19年9月24日に開始しております。業務粗利益率につきましては、銀行業務開始後の期間である平成19年9月24日から平成19年9月30日までの期間に基づいて算出しております。
2. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引（外貨預金等）であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。（以下の各表も同様であります。）
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息です。
4. $\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100 \div \text{期中日数} \times \text{年間日数}$

(2) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

国内業務部門

(単位：百万円)

	平成19年度中間期		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(68) 2,214	(0) 0	0.01%
うち貸出金	0	0	7.69%
うち有価証券	—	—	—%
うちコールローン	—	—	—%
うち買入金銭債権	—	—	—%
資金調達勘定	9,005	0	0.34%
うち預金	9,005	0	0.34%
うちコールマネー	—	—	—%

- (注) 1. 当社は、銀行業務を平成19年9月24日に開始しております。平均残高及び利回りにつきましては、銀行業務開始後の期間である平成19年9月24日から平成19年9月30日までの期間に基づいて算出しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（18,364百万円）を控除して表示しております。
3. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

国際業務部門

(単位：百万円)

	平成19年度中間期		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	71	0	0.00%
うち貸出金	—	—	—%
うち有価証券	—	—	—%
うちコールローン	—	—	—%
うち買入金銭債権	—	—	—%
資金調達勘定	(68) 71	(0) 0	0.24%
うち預金	3	0	1.77%
うちコールマネー	—	—	—%

- (注) 1. 当社は、銀行業務を平成19年9月24日に開始しております。平均残高及び利回りにつきましては、銀行業務開始後の期間である平成19年9月24日から平成19年9月30日までの期間に基づいて算出しております。
2. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

5. 損益の状況

合計

(単位：百万円)

	平成19年度中間期		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,217	0	0.00%
うち貸出金	0	0	7.69%
うち有価証券	—	—	—%
うちコールローン	—	—	—%
うち買入金銭債権	—	—	—%
資金調達勘定	9,008	0	0.35%
うち預金	9,008	0	0.35%
うちコールマネー	—	—	—%

(注) 当社は、銀行業務を平成19年9月24日に開始しております。平均残高及び利回りにつきましては、銀行業務開始後の期間である平成19年9月24日から平成19年9月30日までの期間に基づいて算出しております。

(3) 受取・支払利息の分析

(単位：百万円)

		平成19年度中間期		
		国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定	残高による増減	—	—	—
	利率による増減	—	—	—
	純増減	—	—	—
資金調達勘定	残高による増減	—	—	—
	利率による増減	—	—	—
	純増減	—	—	—

(注) 銀行業務開始初年度のため増減比較は行っておりません。

(4) 営業経費の内訳

(単位：百万円)

	平成19年度中間期
給料・手当	261
福利厚生費	59
減価償却費	349
土地建物機械賃借料	69
消耗品費	77
給水光熱費	4
通信費	36
広告宣伝費	29
諸会費・寄付金・交際費	0
租税公課	28
外注費	342
機械保守費	262
その他	61
合計	1,583

(注) 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当該「営業経費」は、中間損益計算書上の「その他経常費用」に含まれる開業準備期間の営業経費を含めて表示しております。

6. 預金

(1) 預金の科目別残高

中間期末残高

(単位：百万円)

	平成19年9月末		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
流動性預金	20,506	—	20,506
定期性預金	0	—	0
固定金利定期預金	0	—	0
変動金利定期預金	—	—	—
その他の預金	—	3	3
計	20,506	3	20,510
譲渡性預金	—	—	—
合計	20,506	3	20,510

平均残高

(単位：百万円)

	平成19年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
流動性預金	9,003	—	9,003
定期性預金	2	—	2
固定金利定期預金	2	—	2
変動金利定期預金	—	—	—
その他の預金	—	3	3
計	9,005	3	9,008
譲渡性預金	—	—	—
合計	9,005	3	9,008

(注) 1. 当社は、銀行業務を平成19年9月24日に開始しております。平均残高につきましては、銀行業務開始後の期間である平成19年9月24日から平成19年9月30日までの期間に基づいて算出しております。

上記2表のいずれにおいても、

2. 流動性預金とは、普通預金であります。

3. 固定金利定期預金とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金であります。

4. 変動金利定期預金とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金であります。

(2) 定期預金の残存期間別残高

中間期末残高

(単位：百万円)

	平成19年9月末						合計
	3ヵ月未満	3ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
固定金利定期預金	0	—	—	—	0	—	0
変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	—	—	—	0	—	0

7.貸出金

(1) 貸出金の科目別残高

中間期末残高

(単位：百万円)

	平成19年9月末		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	—	—	—
証書貸付	—	—	—
当座貸越	0	—	0
割引手形	—	—	—
合計	0	—	0

平均残高

(単位：百万円)

	平成19年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	—	—	—
証書貸付	—	—	—
当座貸越	0	—	0
割引手形	—	—	—
合計	0	—	0

(注) 当社は、銀行業務を平成19年9月24日に開始しております。平均残高につきましては、銀行業務開始後の期間である平成19年9月24日から平成19年9月30日までの期間に基づいて算出しております。

(2) 貸出金の残存期間別残高

中間期末残高

(単位：百万円)

	平成19年9月末						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	
固定金利	—	—	—	—	—	—	—
変動金利	—	—	—	—	—	0	0
合計	—	—	—	—	—	0	0

(3) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

	平成19年9月末	
	金額	構成比
個人	0	100.00%
法人	—	—%
合計	0	100.00%

(4) 中小企業等に対する貸出金残高

該当ありません。

(5) 貸出金の使途別残高

(単位：百万円)

	平成19年9月末
設備資金	—
運転資金	0
合計	0

(6) 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月末
自行預金	0
有価証券	—
債権	—
商品	—
不動産	—
財団	—
その他	—
計	0
保証	0
信用	—
合計	0

(7) 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

(8) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高

該当ありません。

(9) 貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成19年9月末
一般貸倒引当金	0
個別貸倒引当金	—
特定海外債権引当勘定	—
合計	0

(注) 銀行業務開始初年度のため、増減比較は行っておりません。

(10) 貸出金償却の額

該当ありません。

(11) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成19年9月末
破綻先債権額	—
延滞債権額	—
3ヵ月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計	—

(12) 金融再生法に基づく資産区分の状況

(単位：百万円)

	平成19年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	—
要管理債権	—
正常債権	0
合計	0

(注) 上記は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づくものであります。

8. 有価証券／9. 時価等関係

有価証券

(1) 商品有価証券の種類別中間期末残高および平均残高

該当ありません。

(2) 有価証券の種類別中間期末残高および平均残高

該当ありません。

(3) 有価証券の残存期間別残高

該当ありません。

時価等関係

(1) 有価証券関係

該当ありません。

(2) 金銭の信託関係

該当ありません。

(3) デリバティブ取引関係

該当ありません。

10. 経営諸比率

(1) 利益率

(単位：％)

		平成19年度中間期
総資産利益率	経常利益率	—
	中間純利益率	—
資本利益率	経常利益率	—
	中間純利益率	—

(注) 1. 総資産利益率＝ $\frac{\text{利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100 \div \text{期中日数} \times \text{年間日数}$

2. 資本利益率＝ $\frac{\text{利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{中間期末自己資本}) \div 2} \times 100 \div \text{期中日数} \times \text{年間日数}$

3. 平成19年度中間期は経常損失、中間純損失となったため、利益率はいずれも表示しておりません。

(2) 利鞘

(単位：％)

	平成19年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り (A)	0.01	0.00	0.00
資金調達利回り (B)	0.34	0.24	0.35
資金粗利鞘 (A)－(B)	△0.33	△0.24	△0.35

(注) 当社は、銀行業務を平成19年9月24日に開始しております。利回りにつきましては、銀行業務開始後の期間である平成19年9月24日から平成19年9月30日までの期間に基づいて算出しております。

(3) 預貸率

(単位：％)

	平成19年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
預貸率 (未残)	0.00	—	0.00
預貸率 (平残)	0.00	—	0.00

(4) 預証率

該当ありません。

11. 自己資本の充実の状況

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に基づき、算出しております。なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用するとともに、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	平成19年9月末
基本的項目 (Tier1)	
資本金	20,000
うち非累積的永久優先株	—
新株式申込証拠金	—
資本準備金	4,248
その他資本剰余金	—
利益準備金	—
その他利益剰余金	△1,916
その他	—
自己株式 (△)	—
自己株式申込証拠金	—
社外流出予定額 (△)	—
その他有価証券の評価差損 (△)	—
新株予約権	—
営業権相当額 (△)	—
のれん相当額 (△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—
〔基本的項目〕 計 (A)	22,332
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—
補完的項目 (Tier2)	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
一般貸倒引当金	0
負債性資本調達手段等	—
うち永久劣後債務	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株	—
補完的項目不算入額 (△)	—
〔補完的項目〕 計 (B)	0
自己資本総額 (A) + (B) (C)	22,332
控除項目 (D)	—
自己資本額 (C) - (D) (E)	22,332
リスク・アセット等	
資産 (オン・バランス) 項目	16,665
オフ・バランス取引等項目	—
信用リスク・アセットの額	16,665
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	—
(参考) オペレーショナル・リスク相当額	—
合計 (F)	16,665
単体自己資本比率 (E) / (F)	133.99%
参考：Tier1比率 (A) / (F)	133.99%

(2) 自己資本の充実度に関する事項

1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成19年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額
資産（オン・バランス）項目		
（i）ソブリン向け	—	—
（ii）金融機関等向け	4,416	176
（iii）法人等向け	—	—
（iv）中小企業等・個人向け	—	—
（v）抵当権付住宅ローン向け	—	—
（vi）3ヵ月以上延滞等	—	—
（vii）その他	12,249	489
証券化エクスポージャー	—	—
資産（オン・バランス）計	16,665	666
オフ・バランス取引等	—	—
合計	16,665	666

2) 単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	666
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	—
単体総所要自己資本額	666

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

(3) 信用リスクに関する事項

1) 信用リスク・エクスポージャー中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

2) 信用リスク・エクスポージャー中間期末残高のうち、地域別、取引相手の別、残存期間別の区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

3) 3ヵ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

		平成19年9月末				
		信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				3ヵ月以上延滞 エクスポージャー
			うち貸出金	うち債券	うちデリバティブ	
	国内	44,331	0	—	—	—
	国外	—	—	—	—	—
地域別合計		44,331	0	—	—	—
	ソブリン向け	10,000	—	—	—	—
	金融機関向け	22,081	—	—	—	—
	法人向け	—	—	—	—	—
	中小企業等・個人向け	0	0	—	—	—
	その他	12,249	0	—	—	—
取引相手の別合計		44,331	0	—	—	—
	1年以下	—	—	—	—	—
	1年超	—	—	—	—	—
	期間の定めのないもの等	44,331	0	—	—	—
残存期間別合計		44,331	0	—	—	—

11. 自己資本の充実の状況

4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

P.19の「7. (9) 貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額」に記載しております。

5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

該当ありません。

6) 標準的手法が採用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高、並びに資本控除した額

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	平成19年9月末	
	格付有り	格付無し
0%	—	10,000
10%	—	—
20%	—	22,081
35%	—	—
50%	—	—
75%	—	0
100%	—	12,249
150%	—	—
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	—	44,331

(注) 1. 格付にかかわらず、リスク・ウェイトが定められているエクスポージャーについては、「格付無し」に計上しています。

2. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

なお、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等は、(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P) 及びフィッチレーティングスリミテッド (Fitch) の5社を使用しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

2) 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

		平成19年9月末
		信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
適格金融資産担保合計	現金及び自行預金	0
	適格債券	—
	適格株式	—
	適格金融資産担保合計	0
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	適格保証	0
	適格クレジット・デリバティブ	—
	適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	0

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) マーケット・リスクに関する事項（内部モデル方式を採用する銀行に限る）

当社は、告示第39条に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

(8) 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(9) 信用リスク・アセットにみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

当社は、信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

(10) 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショック に対する損益又は経済的価値の増減額

VaR計測手法（分散・共分散法）

金利リスク量 0.1百万円

（信頼区間99％／保有期間21日／観測期間1年）

12. 財務諸表に係る確認書謄本／13. 開示規定項目一覧表

財務諸表に係る確認書謄本

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当社の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確 認 書

平成19年12月21日

住信SBIネット銀行株式会社

代表取締役社長 田中 嘉一 印

- 私は、当社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表に記載した内容が、「銀行法施行規則」等に準拠して、全ての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 私は、中間財務諸表を適正に作成するため、以下の内部統制体制が整備され機能していることを確認いたしました。
 - 業務分掌と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
 - 内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証し、取締役会等に報告する体制が構築されていること。
 - 重要な経営情報が取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以 上

開示規定項目一覧表

本誌は、「銀行法第21条」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」に基づく開示項目を以下のページに記載しております。

当社は、信託業務、連結情報に関する事項に該当ありません。

当社は、銀行業務開始後初年度のため、直近中間事業年度のみ記載しております。

銀行法施行規則に定められた開示項目

【概況及び組織に関する事項】

大株主一覧 ……表紙裏

【主要な業務に関する事項】

事業の概況 ……14

経常収益 ……14

経常利益又は経常損失 ……14

中間純利益又は中間純損失 ……14

資本金・発行済株式総数 ……14

純資産額 ……14

総資産額 ……14

預金残高 ……14

貸出金残高 ……14

有価証券残高 ……14

単体自己資本比率 ……14

従業員数 ……14

業務粗利益・業務粗利益率 ……15

資金運用収支・役務取引等収支

・その他業務収支 ……15

資金運用・調達勘定の

平均残高等 ……15、21

受取利息・支払利息の増減 ……16

利益率 ……21

預金平均残高 ……17

定期預金残存期間別残高 ……17

貸出金平均残高 ……18

貸出金残存期間別残高 ……18

貸出金等担保別残高 ……19

貸出金使途別残高 ……18

貸出金業種別残高等 ……18

中小企業等向貸出金残高等 ……18

特定海外債権残高 ……19

預貸率 ……21

商品有価証券平均残高 ……20

有価証券残存期間別残高 ……20

有価証券平均残高 ……20

預証率 ……21

【財産の状況】

中間貸借対照表 ……10

中間損益計算書 ……10

中間株主資本等変動計算書 ……11

破綻先債権額・延滞債権額

・3ヵ月以上延滞債権額

・貸出条件緩和債権額 ……19

自己資本充実の状況 ……22

有価証券時価情報 ……20

金銭の信託時価情報 ……20

デリバティブ取引時価情報 ……20

貸倒引当金内訳 ……19

貸出金償却額 ……19

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に定められた開示項目

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

・危険債権・要管理債権・正常債権 ……19

個人情報保護方針

住信SBIネット銀行株式会社(以下「当社」といいます)は、お客さまの大切な個人情報について、適切な保護と利用の観点から、万全な管理に努めてまいります。

1. 個人情報関連法令等の遵守について

当社は、個人情報の適切な保護と利用を図るため、当社の業務に関連する法令及びその他の規範を遵守いたします。

2. 利用目的による制限について

お客さまからお預かりした個人情報は、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令等により例外が認められた場合を除き、明示または公表した利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

3. 個人情報の管理について

当社が保有する個人情報は、正確かつ最新の状態で保持するよう努めます。また、個人情報の管理にあたっては、不当なアクセス、破壊、改ざん、漏洩等を防止するため必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、役職員に必要かつ適切な監督を行います。

4. 委託先の管理について

当社は、お預かりした個人情報の処理を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。これらの第三者は、十分な個人情報のセキュリティ水準にあることを確認の上選定し、契約などを通じて、必要かつ適切な監督を行います。

5. お客さまからの開示等のご請求への対応について

当社は、お客さまご本人が自らの個人データの開示、訂正、利用停止等をご希望された場合には、ご本人さまであることを確認させていただいた上で、法令にしたがい適切かつ迅速な回答に努めます。

6. お客さまからのお問い合わせ等への対応について

当社は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等につきまして迅速かつ的確に対応いたします。

7. 個人情報の第三者提供について

当社は、お客さまからお預かりしている個人情報を、お客さまの同意がある場合を除き第三者には提供いたしません。ただし、公共の利益を図るため、その他の法令等に基づき必要と判断される場合には、提供することがあります。

8. 個人情報保護に対する取組みの継続的見直しについて

当社は、個人情報保護に対する取組みの継続的改善を行うとともに、本方針も継続的に見直し、改善に努めます。

なお、利用目的の公表、開示等の手続等に関する事項等個人情報の取扱いの詳細につきましては、別途公表しております「個人情報のお取扱いについて」をご覧ください。

勧誘方針

当社は、金融商品の販売等にあたり、次の勧誘方針に従い適切に勧誘を行います。

1. お客さまのご経験・知識、ご資産の状況およびお取引の目的などに応じて、適切な金融商品をお勧めいたします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、重要事項について適切でわかりやすい説明に努めます。
3. お客さまに金融商品についての適切な情報をご提供し、断定的な判断や事実と異なる説明・表示によってお客さまの誤解を招くような勧誘はいたしません。
4. お客さまのご都合に合わせた時間帯、場所および方法での勧誘を行うよう努めます。
5. お客さまへの勧誘にあたっては、銀行法その他の法令等を遵守するとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。
6. お客さまへ適切な勧誘を行えるように、役職員の教育に努めます。
7. お客さまからのご意見やご要望には、電話や電子メール等で迅速かつ適切に対応いたします。

【お問い合わせ窓口】

当社に関するお問い合わせ、苦情等につきましては以下までご連絡下さい。

住信SBIネット銀行株式会社 カスタマーセンター

電話 0120-974-646(通話料無料) または 03-5363-7372(通話料有料)

受付時間 平日9:00～19:00／土・日・祝日9:00～17:00 (12月31日、1月1日～3日、5月3日～5日を除く)

住信SBIネット銀行

